

原動機を用いる身体障害者用の車に係る署長の確認手続等について

平成5年11月1日例規（交企）第17号

警察本部長

〔沿革〕 平成8年3月例規（警）第13号
平成13年1月例規（警）第2号
平成19年3月例規（交企）第28号
平成22年3月例規（警）第12号
令和元年5月29日例規（警）第3号
令和3年3月12日例規（警）第6号
令和5年3月29日例規（交総）第14号

各部長・参事官・所属長

見出しのことについては次のとおり定め、平成5年11月1日から実施することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

記

1 趣旨

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第1条の5第2項の規定により署長が行う確認（以下「確認」という。）の手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 確認の手続

（1）市町村長から通知があった場合の確認

市町村長から、所轄署長（規則第1条の5第2項に定める利用者の住所地を管轄する署長をいう。以下同じ。）に対し、通知書（別記様式第1）により、車体の大きさの基準（規則第1条の5第1項第1号に定める基準をいう。以下同じ。）に適合しない電動車椅子（補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）に規定する電動車椅子をいう。）の購入に要した費用を身体障害者（児）に対して補装具費として支給することを決定した旨の通知があったときは、同通知書及び同通知書の添付書面により、速やかに確認を行い、当該市町村長に対し、確認証（別記様式第2）を送付するものとする。

（2）その他の場合の確認

ア 申請の手続等

確認は、車体の大きさの基準に適合しない身体障害者用の車の利用者又は利用者から依頼を受けた者から所轄署長に対し、確認申請書（別記様式第3）の提出があった場合に行うものとする。

イ 審査の方法

申請に係る利用者が申請に係る大きさの身体障害者用の車を用いることがやむを得ないことについて、原則として、利用者及び申請に係る当該車についての実地調査結果を踏まえて、確認の要否を判断するものとする。ただし、確認申請書に次の書類が添付されている場合には、利用者及び申請に係る当該車の実地調査に代えて、これらの書類の書面審査により確認の要否を判断してもよい。

（ア）身体の状態により利用者が当該車を用いることがやむを得ないことを疎明する医師等の作成した書類

（イ）当該車を製作又は販売する者の作成に係る当該車の大きさ（長さ、幅及び高さ）を証する書面

ウ 確認証の交付

所轄署長は、確認を行ったときは、申請者に対し、確認証を交付するもの

様式第 4
省略